

入札監理小委員会  
第727回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第727回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和6年9月20日（金）16：21～18：28

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 開会

### 2. 実施要項（案）の審議

- 港湾情報処理システム等の機能提供業務（国土交通省）
- 労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業（厚生労働省）
- 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの小型実験動物研究施設実験動物飼育管理業務（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター）

### 3. 閉会

#### <出席者>

川澤主査、小尾副主査、近藤副主査、辻副主査、浅羽専門委員、大山専門委員  
柏木専門委員、宮崎専門委員

#### （国土交通省）

国土技術政策総合研究所  
港湾情報化支援センター 小澤センター長  
情報システム課 高野課長

#### （厚生労働省）

労働基準局 監督課 村野課長  
米村課長補佐  
古川係長

#### （国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター）

実験動物管理室 山本室長  
財務経理課 小田嶋課長

#### （事務局）

後藤事務局長、大上参事官、平井企画官

○川澤主査 ただいまから第727回入札監理小委員会を開催します。

初めに、港湾情報処理システム等の機能提供業務の実施要項（案）について、国土交通省国土技術政策総合研究所港湾情報化支援センター、小澤センター長から御説明をお願いしたいと思います。

○小澤センター長 国土交通省国土技術政策総合研究所港湾情報化支援センター長の小澤と申します。港湾情報処理システム等の機能提供業務に関して御説明をいたします。当該業務は今年5月の閣議において、公共サービス改革基本方針、いわゆる市場化テストの対象事業に選定され、今般初めての実施要項（案）の作成、入札監理小委員会での審議となります。

本日の小委員会の事前協議におきまして、事務局の総務省公共サービス改革推進室の皆様方に懇切丁寧な御対応を賜り、何とか今日この小委員会に臨むことができたと思っております。不慣れな点、不十分な点多々あると思っておりますけれども、誠に恐縮ではございますが、川澤主査をはじめ、委員の皆様方におかれましては、事前の検討を含め大変お手数をおかけいたしますが、どうぞ御指導、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

まず、業務概要の説明の前に、簡単に私どもの組織の概要の説明をさせていただきます。国土技術政策総合研究所、以後は国総研と略させていただきますが、国総研は住宅社会資本分野における唯一の国の研究機関として、技術政策の企画立案や技術基準の策定に必要な研究開発、社会資本整備や災害対応の現場技術の支援などを行っている機関でございます。

このうち私ども港湾情報化支援センターでは、全国の港湾、港ですとか空港の整備事業に関わる業務支援ですとか研究開発を担当しておりまして、対象事業の港湾情報処理システム等の機能提供業務は、この業務支援事業の一環の業務でございます。

続いて業務概要を御説明させていただきます。資料のA-3を御覧いただきたいと思っております。当該業務は、主に全国に10ある地方支分部局、それから60ほどあります出先事務所におきまして、合計3,000人ほどの国土交通省の職員により実施をしております。国による港湾、空港の整備事業を円滑かつ適切に進めるための情報処理システムを全国で一律に、一括的に運用するための情報通信機器、具体的にはサーバーですとかネットワーク機器、管理用の端末機器などのいわゆるハード部分の機器の提供、運用保守などを行うものでございます。

資料A-3の下段にネットワーク概要図がございますが、緑色の枠の各拠点にこれらの

情報通信機器を設置し、それらの運用保守を行っております。設置場所は左下の枠が横須賀市にございます私ども国総研でございまして、そのほか地方主都市、札幌、横浜、福岡などにあります全国の各地方局、それから霞が関の国土交通省本省、それと近畿地方の1つの出先事務所に配備しているバックアップセンターに機器を配置してございます。

概要図は簡略化をしてございますので、各拠点にそれぞれ満遍なく機器を設置しているようにも見えますが、そのほとんどの機器は横須賀市の国総研に設置して運用保守を行っている業務となっております。

また、左の上にクラウドとありますが、従前は業務で使用する情報処理システムの全てを当該業務で運用保守しているサーバー内に格納して運用してまいりましたが、近年の政府方針に基づき順次クラウド化を進めておりまして、現状では多くの情報処理システムをクラウド上で運用しており、本業務で調達するオンプレミスのサーバーの調達規模は少しずつ縮小しております。

なお資料A-3、中段に港湾CALS、それから空港施設CALSとある情報システムの運用保守ですとか、同資料下段のネットワーク概要図にあります港湾WANやクラウド、インターネットとの接続のための通信回線、それから先ほど来御説明しているクラウドそのものの契約につきましては別件で調達をしておりますので、当該業務には含んでございません。

続きまして、民間競争入札に関する課題認識と対応について御説明をさせていただきたいと思っております。当該業務が市場化テストの対象事業に選定された理由は、1者応札が継続するなど競争性の確保に課題が見受けられたことと認識をしております。

私どもの国総研は、国土交通省の中でも社会資本整備、いわゆる公共事業と関連の深い部署であるため、外部有識者により構成される入札監視委員会を自ら設置いたしまして、定常的に入札契約に関する監査を実施するなど、入札契約の適正化に自助努力をしている組織であるとの自負認識がございます。そのため、1者応札に関しましても、従前から入札契約上の課題として認識して、継続してその対策を講じてきているところでございます。

まず、競争参加資格について御説明させていただきます。資料2の63分の6ページ4ポツ、入札参加資格に関する事項(4)に記載しておりますとおり、我々全省庁統一資格の役務の提供等の営業品目、情報処理に登録している者であることしか求めておりません。

続いて資料A-4に、これまでの経緯を整理しておりますのでそちらを御覧いただきたいのですが、資料A-4の下段の赤い部分、競争性改善のための取組状況の3段目に業務

責任者の資格・実務経験欄の記載のとおり、特段の資格、実務経験は本業務では求めておりません。

また、上段の青い部分の契約状況等の上から5段目、競争参加資格欄にありますとおり、1社応札対策として、これまで慎重な判断により順次等級の拡大も行ってまいりました。

また、下の赤い部分の1段目、入札スケジュールに書いてございますが、応札予定者の検討時間、検討調整時間をより長く確保するために、これまで順次予算会計の規則に準じつつ入札公告時期を少しずつ早めてきております。現状では年度予算の執行としては、最大限の前倒しを実施しております。

また、令和5年度からは、それに加えましてさらに事前に発注見通しとして業務内容の大枠を公表するなどの取組も進めてきております。

さらに下段、赤い部分の4段目の仕様書の内容に関してですが、令和4年度には入札参加者からの意見を踏まえて、常駐運用担当技術者の人数を5名から4名に削減をいたしました。

また、説明が重複いたしますけれども、令和6年度、今年度の欄に記載しておりますとおり、情報処理システムのクラウド化の結果として、当該業務で調達する情報通信機器の規模縮小を進めておりまして、これらも新規応札のインセンティブになっているものと考えております。

しかしながら、今年度の業務の入札もそうでありましたように、1者応札の状況が継続しているのが現状でございます。

そこで、今般、当該業務が市場化テストの対象事業に選定されたことに鑑みまして、組織内でいま一度入札契約、特に1者応札が継続している状況についてゼロベースで検討を実施し、新たな課題認識とその対応策について整理をいたしました。

その結果を主に資料A-2の実施要項(案)の内容でお示ししてございます。その内容ポイントの御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、初めに、単年度契約であったこととございます。これまでは一定程度の規模の情報通信機器の調達、運用保守を行う業務でありながら、単年度の契約であるため、応札者側には投資リスクが伴い、新規の応札者が出現しにくい状況となってしまうものと認識をしております。

他方当該業務は国の港湾空港整備事業の予算で実施しておりまして、この予算は全国の事業費予算を港ごと、もしくは空港ごとに適切に按分整理をして全体の予算を編成してご

ございます。この按分整理が単年度であれば容易にできるのですが、複数年の事業となると複雑困難になってしまうため、これまでは我々の組織の中において複数年事業の選択肢が与えられておりませんでした。

しかしながら、今般、当該業務が市場化テストの対象事業に選定されたことを鑑みまして、いま一度組織内で予算編成方針の見直しを提案したところ、来年度予算の検討において、当該業務を複数年事業として実施する方策について検討調整を行うこととなりまして、現在この市場化テストの取組と並行して、当該業務を複数年事業として実施するための予算編成の検討調整要求を予算担当部局において実施しているところでございます。

したがいまして、資料A-2の63分の5ページの3ポツ、実施期間に関する事項に記載のとおり、これまで単年度で契約してきた当該業務の契約期間を今回の契約においては3年間として入札を行う方針といたしました。

また、当該業務で調達する情報通信機器は、全国の各機関において日常的に使用されており、年間を通じて原則休止日を設定できないため、単年度契約が前提のこれまでににおいては、業務実施期間が年度をまたぐことができず、かつ、業務実施期間を4月1日から3月31日とせざるを得ませんでした。このため受注者が変わった場合の業務の引継ぎ期間を設定することができませんでした。このことも新規の応札者が出現しにくい状況の要因になっているものと認識をしております。

そこで今回の入札では、契約期間を複数年にすることを前提に、業務仕様に請負業務の引継ぎを位置づけております。具体的には資料A-2、63分の5ページの3ポツ、実施期間に関する事項に記載のとおり、機能提供期間の切替日を現行の4月1日から3月1日に移行して、その前後の2月、3月の2か月の間に受注者間で業務の引継ぎを行うことといたしました。

なお現行契約では機能提供期間が令和7年3月31日までとなっており、さらに業務の引継ぎを業務仕様に定めていないため、今回の受注者に対する業務の引継ぎに関しては、契約後の令和7年4月上旬から約2か月の間に、現行の受注者と今回の受注者において行う予定と定めております。この業務の引継ぎに関しては、資料A-2、63分の4ページの2ポツ(1)のウ、請負業務の引継ぎに記載をしております。

また、資料A-4、下段の赤い部分5段目に事業内容の情報開示状況として明記しておりますが、これまで情報通信機器の詳細につきましては、情報セキュリティ確保の観点から機密情報であり、入札公告段階においては非公表、非開示の扱いとしておりましたが、

このことが応札予定者による正確な業務内容の把握、事業計画の立案、費用見積りを困難なものとし、新規応札者が出現しにくい状況の一因になっているものと認識をいたしまして、今般の市場化テストにおいては従来の特記仕様書及び業務報告書等の資料に関して、機密性を確保する上でも一定の条件の下で応札予定者による閲覧を可能といたしました。

この事業内容の情報開示に関しては、資料A-2、63分の9ページの7ポツ、当該業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項、(2)資料の閲覧に記載しております。

また、これまで業務従事者に関しまして、仕様において現場代理人1名、運用担当技術者3名が我々国総研の庁舎に常駐することを受注者に求めておりましたが、この業務従事者の常駐体制の確保が困難なことが新規応札の出現しにくい状況の一因になっているものと認識をいたしまして、今般の市場化テストにおいては業務を滞りなく遂行できることを条件に、受注者が適切に業務実施体制を構築するものとし、常駐を問わないということといたしました。

この業務従事者に関しましては、資料A-2、63分の27ページの特記仕様書案6-6、業務従事者、(1)業務の実施体制に記載しております。

また、資料4の下段、赤い部分の2段目に入札参加グループによる入札参加の可否に関してでございます。これまでは当該業務が役務でありまして、グループによる入札を想定しておりませんでしたので、入札参加グループの入札を認めておりませんでした。入札不参加者に対するヒアリングにおいて、単独で応札できる仕様でなかったとの意見があったことなどを踏まえまして、今般の市場化テストにおいては、特段にグループによる入札を認めない理由はないため、入札参加グループによる入札の参加を可能とすることにいたしました。この入札参加グループの入札参加可否に関しましては、資料A-2、63分の6ページの4ポツ、入札参加資格に関する事項の(10)に記載しております。

以上、港湾情報処理システム等の機能提供業務に関する市場化テスト民間競争入札実施要項(案)について、審議に当たっての議論のポイントとなると思われまますこれまでの入札からの変更部分を中心に御説明をさせていただきました。

なお、繰り返しになりますが、本日の資料として提示させていただいた当該業務の入札実施方針の検討に当たりましては、事務局の総務省公共サービス改革推進室の皆様方に多くの知見を御提供、共有いただきました。

ここまでの入札改善方針を提示することができたのは、皆様方の御理解、御協力があつ

でのことと思っており、改めましてこの場をお借りして感謝を申し上げます。

私どもといたしましては、本小委員会での審議を踏まえまして、よりよい公共サービスの実現を図ってまいり所存でございます。

改めまして、御審議のほどどうぞよろしく願いをいたします。説明は以上でございます。

○川澤主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施要項（案）について御質問、御意見がある委員はお願いいたします。

浅羽委員、お願いいたします。

○浅羽専門委員 御説明いただきどうもありがとうございました。

本事業なんですけれども、最低価格落札方式で実施されると、あるいはこれまでもしていたということで御説明いただきましたが、最後のほう、結構、今般いろいろと改革をなされて、例えば業務従事者の数の柔軟性の確保や、あるいはグループでの参加の可能といったようなことを今回認めることになってきたということですので、場合によっては、請け負った者が創意工夫を出す余地というものがそれなりにあるのではないかなとも思えるんですが、そうなりますと、総合評価落札方式での入札といったようなことも、可能性としてはあり得るのかなと思ったんですけれども、御省としてその辺りほどのような議論がございましたでしょうか。御紹介等をいただければ幸いに存じます。

○小澤センター長 国総研の小澤でございます。御意見、御指摘ありがとうございます。

入札方式にいたしましては、従前より私どもの組織におきましては、情報システムの運用、保守管理につきましては、役務という形で入札を行っております。我々は先ほど申し上げましたとおり、公共事業官庁でありますので、多様な入札方式を日頃からやっております。総合評価落札方式につきましても、企画提案型の方式につきましても、いろいろと業務でやっておりますが、特段情報システムの運用保守業務につきまして役務以外で発注をするという想定がございません。今現在ここで答えられることといたしましては、基本的に情報システムの運用保守につきましては、役務の形での発注を予定しております。そういった意味では最低価格落札方式での実施を予定しております。

○川澤主査 小尾委員、お願いいたします。

○小尾副主査 御説明ありがとうございます。

2点ほどお聞きしたいんですが、1点目は、この事業期間と引継ぎ期間についてです。今回、この業務請負の契約期間が来年の4月1日からとなっているわけですが、引継ぎ期

間が4月1日の以前ではなくて、4月1日から2か月という記載になっていますが、通常、業務を開始される時、4月1日時点で引継ぎを受けないで業務を開始するというのは、現実的には不可能と認識をしています。したがって、現在の引継ぎ期間の記載では応札してくる業者はほぼない、現行事業者以外はほぼできないと認識されるわけですが、ここについて、これでも本当に可能かどうかということについての御意見をいただきたいということです。

もう一つ、業務の引継ぎについて63分の4のところ引継ぎ費用ということについての記載があるわけですが、仮に今回のような4月1日以降での引継ぎということになる、これは今、今回の受注者が引継ぎの費用の全てを持ちなさいと書いてある部分なんです、仮に業者が変わったとすると、4月1日から2か月の部分について現行業者の人件費等については、全て、新たに受注した側が受けなければいけないということになってしまいます。ここの部分の費用というのは、どれだけかかるかというのは、基本的には現受注者の言い値ということになりますので、この記載ですと、さらに新たな受注者が現れる可能性が低くなっていくことになっていきますので、私的には4月1日以降の引継ぎはあり得ないと思っていますが、仮にこういう引継ぎになった場合においても現行事業者にかかる費用というのは、全て国土交通省が持つという形にしないと新たな事業者は現れないのではないかと考えますが、この点についての御意見をいただきたいということです。

もう1点。今回、機器の更新等、リースかな、の費用については受注者が受けることになるというふうなんですが、これは、現在使われている機器類、サーバーとかネットワーク機器費などについての扱いというのはどういうふうになっているかを確認させていただければと思います。

ここの部分、来年4月1日以降の分です。例えば現行事業者が、現在使われているサーバーやネットワーク機器類をリースという形で提供しているのであれば、来年4月1日以降、現在使われている機器は全て撤去して、新たな事業者が入れるのか。それとも現行事業者がリースしている機器はそのまま使った形で、次期事業者がそれを運用をするのかということによっては、入札する側の立ち位置というか考え方が変わってくると思いますので、その部分について確認をさせてください。

以上3点です。お願いします。

○小澤センター長 国総研の小澤です。御意見ありがとうございます。

順に御回答させていただきたいと思います。まず、1点目の引継ぎ期間についてです。

私どもも御指摘のとおり、競争性を確保するためには、機能提供前に引継ぎが実施されることを担保すべきだという認識でおります。当該業務の場合、御説明したとおり複数年事業、複数年予算とすることで前後の契約に重複期間を設定できて、それで引継ぎを実施することができるようになるものと認識をしております。

そのため、今回、契約期間終了後については、次回の契約の機能提供前に引継ぎを行えるよう2か月間の契約重複期間の想定をしております。

他方、御指摘いただいた現行契約から今回契約への引継ぎに関しましては、今回契約の機能提供開始日が令和7年4月1日でありまして、機能提供前に引継ぎを実施するためには、今回契約を今年度、具体的には令和7年3月から来年度4月1日以降にかけて複数年契約する必要があると、現時点では引継ぎ業務のための予算も確保できておりませんし、そもそも今年度の予算については単年度の予算であって複数年の契約をすることができませんので、それでも何とか引継ぎを設定しようといいたしますと、今回提示させていただいたように、契約予定日であり、機能提供開始日でもあります令和7年4月1日から引継ぎを行うことにするというのが、現状においてできる最大限の取組みと考えて実施要項（案）として整理、提示をさせていただきました。

2つ目につきましては、現行の契約者と別の契約予定者が決まりましたら、その時点で現行契約者と引継ぎに関して協議を行いまして、その結果として令和7年4月1日に現行契約者と随意契約を結び、4月1日以降に今回契約者への引継ぎを行わせるということを考えております。

この際の現行契約者が来年度に引継ぎを実施するための費用は、発注者である国総研が来年度の予算で負担するという考えを持ってございます。

それから3つ目ですけれども、本業務におきましては、請負業者に機器の調達、設置をしていただきますので、基本的には請負業者が変わる場合は、全て請負業者に新たな機器を御準備いただいて、それはリースであっても、個別調達であっても構わないのですが、それぞれの拠点に配置をしていただくというやり方を考えております。

○小尾副主査 ありがとうございます。2点目、3点目は分かりましたが、1点目はやはり少し問題があるかなと思いますので、本来、可能であれば、現行と同じ仕組みで、来年度については単年度契約で同じように調達をして、その際にいわゆる今回の場合には引継ぎ期間をきちんと加えた形での単年度契約を行って、時期については、例えば2月、3月を引継ぎ期間にして再来年度の4月1日から複数年度契約で契約を結ぶというのが本来あ

るべき姿かなと思います。

ですので、ぜひそういう形での本来、検討をいただければと思います。そこは皆さん、省員の皆さん、委員の皆さんの意見もありますので、よろしくお願いします。

○川澤主査 ありがとうございます。宮崎委員、お願いいたします。

○宮崎専門委員 今、小尾委員のおっしゃっていたところなんです、要は本年度の単年度予算がないということであれば、その引継ぎ業務を別途、随契でもし違う事業者が決まった場合には、翌年度の予算で契約するのであれば、引継ぎを行ってから次の事業者が事業すべきだと思いますので、この4月と5月の2か月間は、現行業者に延長契約というか変更契約して、引き続き保守していただいて、引継ぎが終わった後の6月1日からこの契約をしていただくということで整理すると、予算の問題はないのではないかなと考えますので、ちょっと検討いただければと思います。それが1点です。

それと、仕様書の中身を見ていますと、資料A-2の63分の17のところ、過年度の従来の情報開示ということで実績が記載されておるんですが、役務のほかに、機器・回線等料というのが金額載っているんですが、これが年度によって、2億7、8千万円から1億8、000万円と結構ぶれがあって、要はその機器をどの程度入替えたり買い直すのかということですか、あるいはリースなのか、これは機器を購入しているのかとか、中身が分からないと、どの程度のサイクルで買い替えるのかということが読み取れないとリスクを感じるころなのではないかと思っておりますので、固定費のような回線料ですか、リースなのか、コーディング代なのかということで、この情報をもう少し可能な範囲で詳しく記載いただけると、新規の事業者が取り組む際に、いわゆるヘルプデスク、補修以外にどの程度の機器の故障や買換えというのが必要なのかという、コスト面の情報がおおむね理解できると思いますので、そこの充実をお願いできればと思っております。

以上2点です。

○小澤センター長 国総研の小澤です。御意見、御指摘ありがとうございます。

まず、1つ目につきましては、引継ぎ期間の設定につきまして、御提案をいただいたものと認識をしております。我々も今回、実施要項（案）を作成提示するに当たりまして、御指摘の手法というか、やり方、段取りも候補として検討はいたしました。

ただ、来年度の4月、5月の事業者をどの予算でどのように決定するかというところが非常に不明確というか、不確定な部分があります。我々は入札契約も適切に進めないといけないのですが、先ほど申し上げましたとおり、全国の公共事業、港湾と空港の公共事業

を継続的に進めるためにどうしてもこのシステムの運用を安定的に進めなければいけませんので、そういう意味においては、期間が短くなるような、そういった契約を行うということは事業の継続性の面で少しリスクがあると思っております、今回の要項（案）としては、その手法を提示はしていないという状況ではございます。

御審議を踏まえまして、検討してまいりたいと思います。

それから2点目につきましては、基本的にほぼほぼ機器全体は5年間で償還をするという前提で、そのうちの1年分を我々1年間のコストとして見込んで契約をしているところではございますが、御指摘を踏まえまして、もう少し細かな情報開示ができないかどうかということは、入札公告に当たって検討してまいりたいと思います。

○宮崎専門委員 ありがとうございます。1点目のところなんですけれども、次期の公サ法で入札をして、次期事業者が決まった場合で、かつ現行事業者と異なる場合には、引継ぎを行うために現行事業者と随契をして引継ぎ業務を行うという契約ができるのであれば、2か月間の引継ぎ準備を行った後に、4月1日からこの新事業者が選任されるとしていまずね、業務実施期間は6月1日からにさせていただいて、この4月と5月は現行事業者と随意契約で保守の期間の契約を延長すれば良いのではないかということですので、それであればその2か月間だけ、また業者を決めるという話ではございませんので、実現可能かと思っておりますけれども、少し検討いただければと思います。

○川澤主査 近藤委員、お願いいたします。

○近藤副主査 資料A-2の33ページのところですが、国総研の職員の端末機というところで、障害が発生した場合にメンテナンスするとか、あるいはウイルスの疑いのあるメールの調査をするとか、こういうものがいっぱい入っているんですが、こういうのがいっぱいあると、結局こういうのは国総研のセキュリティーの担当の人が、本当はやるのではないのかと思うんですが、いらっしやらないのかもしれないけれども、そうすると何でもかんでもやるのというふうに、どうしても読めてしまうので、こういう今この港湾システムとか、そちらでこういう基幹のシステムをしっかりと運用するものについての業者を選定するのであって、国総研の端末のお世話までするというのは、なかなか、何でもかんでもという気がするので、これは切り離れたほうが良いのではないかと思うんですが、そこら辺はいかがなんでしょうか。

○小澤センター長 御意見ありがとうございます。国総研の小澤でございます。

御指摘の点は業務内容ですので、資料のA-2の63分の3ページの2ポツの（1）イ

の、(ア)の後段に記載しております。説明は割愛させていただきました、申し訳ございませんでした。そこに国総研の職員を対象としたヘルプデスク業務を行うものとする明記しております。あまり本質的な話ではないのですが、我々の組織も定員管理が厳しく、実はこういった業務を行うに当たりまして、かなり発注の件数を絞っていかないと、担当職員でなかなか追いつかない部分があります。

そういった意味で、主に説明した業務内容と国総研のこのヘルプデスクの業務は兼ねることで、国総研全体の業務の効率化を進めさせていただいているところでございます。そういった面で、組織運営的には、この業務は種別的には重複、同じ業者で十分対応していただけるものと思っております、職員数が少ない中で、システムの管理をどうしても一般管理部門でアウトソーシングせざるを得ない状況と、それと発注事務をなるべく効率的に進めなければならないという意味において、この業務の中で国総研のヘルプデスク業務を実施している認識でございます。

私どもとしては、御指摘の点があるから1者応札だということになっている認識はないところもありまして、できましたら今の方針をこのまま続けさせていただきたいと思っております。

○近藤副主査 実情は分かりますけれども、結構これに工数がかかっているという、時間数が出ていますので、やはり国総研の事情をあまり業者に押しつけても、それは市場化テストですから、きちんとした競争をしてもらおうというようなことをやるわけですから、整理すべきは整理したほうがいいのではないかという気はします。これは意見として申し上げておきます。

○川澤主査 ありがとうございます。大山委員、お願いいたします。

○大山専門委員 すみません、大山です。ありがとうございます。

ちょっと簡単な質問なんですけれども、今の仕様で、もちろん仕様もまだ公表していないとは思いますが、請けてくれそうなところは、あたりはついているのでしょうか。何社かあるのでしょうか。それとも全くそれは分からない状態で今この議論をしているということなのか、どちらなのでしょうか。

○小澤センター長 国総研の小澤です。

端的にお答えすれば、現行事業者以外に請けていただけそうなところがあるかというのとは分かりません。

もう一つ申し上げるとすると、毎年度、業務実施するために各社に見積りを依頼してい

る状況からすると、業者側の反応があまりよくありませんので、そういった意味においても、請けてくださりそうな業者があるかどうかは分かりませんというのがお答えになると思っております。

○大山専門委員　そうですか。だとすると、これはかなり厳しい状況で、既に委員の方々からも指摘があるように、そもそもこの委員会は競争性が上がるかどうかを判断する場であって、その観点から見ると競争性が上がらないのではないかというのがこの委員会で思っている、多くの委員の共通認識になってしまっている可能性があるんですね。ですので、その意味ではそちらで何らかの形で競争性を上げるための御努力というのが、今日のお話ですと、大きな問題点の、幾つか指摘もありましたけれども、その辺については、ほかの企業の方が、そこそこ興味を持っていただけるような仕掛けというのを考えること、それを努力するのが本来の目的だと思いますので、その点はぜひ念頭に置いて御検討いただければと思います。

○小澤センター長

今の御指摘の点につきましては、一番大きい観点としては、単年度の契約を複数年度の契約にすること、これはほかの業務からすれば簡単に思えるかもしれませんが、我々の組織の中ではかなり大きな考え方の変更で、我々としては、3か年の業務として今回、発注できることを大きな競争性の確保の成果だと思っております。

もう一つ、これは総務省の方からアドバイスをいただいて盛り込んだのですが、今までどうしても情報セキュリティー確保の観点で、このシステムの詳細をなかなか公表することができなかったことを、機密性の確保を条件として誓約書を出していただくことにより、応札予定者の方に情報を提示するというのを今回入札において初めて導入することも競争性の確保には寄与しているものだと思っております。

また、引継ぎ期間の機能提供前の確保につきましても、我々としてはぜひ導入したいと思っております。今3年間の事業ができれば、3年後の次の契約のときには十分に引継ぎ期間を確保して入札ができると、そういった意味でも段階的に競争性の確保は取れていくであろうというのが、今回御提出いたしました実施要項（案）における競争性の確保の観点でございます。そういった考えで提出しているということを発言させていただきました。

○川澤主査　ありがとうございます。それでは、辻委員、お願いいたします。

○辻副主査　辻でございます。御説明ありがとうございました。

私、まず1点目、従前の委員の方々がお話しになられた問題提起、それから意見に同調するところがございます。同意いたします。

それから2点目なんですけれども、若干細かくて恐縮でございますが、資料A-2、63分の33。右上を拝見すると参考数量という言葉とそれから想定時間数でございます。これらの参考、想定という文言は、どのような根拠があるか、どのような積算をなさったのかということが1点目と、それから実際にやってみて、これらの想定を超えてしまった場合にはどのような対応を予定されているでしょうか。これはもう、こういった場合には、新規の受託者のリスクで負担なさるという理解でよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

○小澤センター長 国総研の小澤でございます。

参考数量ですとか想定時間数につきましては、この業務自体は毎年度実施しておりますので、基本的には実績を踏まえて、こちらに明記しております。

2つ目の、こういった数字を超えた場合についてなんですけれども、これは受注者からの協議がありまして、当初契約よりも大きく数が増えて、当初契約の範囲を超えるという協議があった場合については、当方発注者におきましてもその内容を判断いたしまして、必要があれば契約を増額する変更するという形で対応することになると思っております。

○辻副主査 ありがとうございます。今の増額の部分というのはどこか、実際こちらで明文はあるのでしょうか。

○小澤センター長 担当の情報システム課長からお答えいたします。

○高野課長 情報システム課の高野と申します。今の御質問に関してお答えします。

資料A-2の、63分の28ページ、10ポツ、その他(6)という条文がございます。ここに「本業務の実施にあたり、業務範囲・内容等を変更する必要がある場合には、発注者と受注者が協議のうえ、必要な場合において履行期間の末日までに契約変更を行うものとする」と書かれておりまして、この条文を使って変更協議並びに変更契約というものが可能となっております。

○辻副主査 ありがとうございます。

僕が今感じたのは、必要が生じた場合というのが非常に抽象的で、どんな場合にに応じていただけるなどが分からない点が、少しリスクに感じます。従前の実績値も、これは従前の受託者であれば感覚が分かると思うんですけれども、新規の方からすると、なかなか数字を読めないところがございますので、この点も少し参入の障壁になるのかなと考えています。

1点質問なんですけれども、先ほど、想定とか参考というのは実績とおっしゃっていましたが、これは過去数年間の平均値などを取られたんでしょうか、どのように算定なされたんでしょうか。

○高野課長 情報システム課長の高野です。

はい、過去の平均を使っております。

○辻副主査 分かりました。

ちなみにこれ、過去、例えば過去5年間10年間、何でもいいんですけれども、各年度の実績を平均値を取るのではなくて、全て情報公開なさるということは困難でしょうか。

○高野課長 高野からお答えします。

報告書には記載されておりますので、応札者の方については見ることはできます。

○辻副主査 実施要項に書くことは困難ですか。

○高野課長 すみません、実施要項に書くというのは、どのような形で書くようなイメージでしょうか。

○辻副主査 過去の実績確認での実績でございます。例えば過去5年とか4年とか。

○高野課長 ここの63分の33ページに、その参考数量などは過去の実績によるものですよという、そういう一文を入れるということでしょうか。

○辻副主査 一文を入れるだけではなくて各年度平均値を書くのではなくて、過去、各年度の数値を具体的に書くことを、今、僕はイメージしておりますが。この場で決めなくても御検討いただければと思います。

○高野課長 令和4年と令和5年に関しては、63分の17ページに書いているのですけれども。

○辻副主査 今、拝見しましたが63分の17と63分の33は、情報の細かさが異なるのではないのかなとお見受けしたんですけれども、いかがでしょうか。なので、すみません、御検討いただければと思います。

○小澤センター長 国総研の小澤でございます。

御指摘の点につきましては、競争性確保の観点で有用な情報だということで、なるべく細かく提示するように、入札に向けて検討してまいりたいと思います。御指摘ありがとうございました。

○川澤主査 それでは、宮崎委員、お願いいたします。

○宮崎専門委員 先ほど大山委員おっしゃっていたところですが、何かこの新規の方が入

られる際に、ある程度配慮というか参入しやすいようにという工夫が必要かなとは思っているところですが、先ほどの話にもやや関連しますが、仮に事業者が変更になった場合、このシステムセキュリティー関連の機器を全部基本的にはリースで組み直して、全部入替えて保守するという前提というお話があったと思います。そうしますとその機器のリース期間というのが4年とか5年だと思いますので、今回が可能かは分かりませんが、であれば、その3年間ではなくて機器を丸々入れ替えたならその機器のリース期間に対応した期間の運用保守期間にして、入れ替えたとしてもその機器代が途中で無駄にならないというような事業者側のリスクへの配慮をした工夫をしてあげないと、新しい事業者が入りづらいという点があるかと思っておりますので、今回が可能かは分かりませんが、また、やった結果、引き続き1者という場合には、次に公サ法で組むときはリース期間に対応した期間で、調達した機器が、事業者側で途中までしかお金をもらえないということにならないような工夫をぜひ検討いただければと思います。

○小澤センター長 国総研の小澤でございます。

御指摘、御意見ありがとうございました。御指摘のとおりだと思っておりますが、2つほど、なかなか我々も厳しいと思っていることがありまして、1つはこれまで単年度の予算でやってきたものを、今回初めて複数年度の検討をしております、まだ正直、その期間をどうやって臨機に設定するかというところまで、具体的に検討が進んでおりません、とにかく複数年の予算を確保するというところで現在進んでいる中で、今回3年を設定しているところでございます、というのと、あとリースにつきまして、機器が複数の種類ありまして、今、全部の機器の使用開始時期が合っていないものですから、御指摘の点はごもつともですので、これからどうするか検討はしてまいりたいと思っておりますけれども、少し工夫をしなければ、今御指摘あったように請負業者のリース期間に全てぴったり契約を合わせることが一括で契約をしようとする、なかなか難しいので、そこの工夫は考えていきたいと思っております。

一方で、先ほど組織運営上の事情を申しましたけれども、契約件数を増やすという選択肢はなく、そこは今後いろいろ工夫としていけるように検討していきたいと思っております。

そういった意味で、今回提示した入札案につきましては、今予算が確保できる3年という形で進めさせていただきたいと思っております。

○宮崎専門委員 ありがとうございます。ほかの公サ法案件で多分3年国債ではなくて5

年などというのも事例あると思いますので、この辺は事務局からも何か情報提供等、協力をお願いしていただければと思っております。

○川澤主査 ありがとうございます。ほかに御意見ございますでしょうか。

ありがとうございました。それでは、事務局から確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 いろいろな御意見をいただきまして、ありがとうございました。順番に確認させていただきます。

小尾委員から、引継ぎ期間について、業務の開始期間前に実施しても、実質的に引継ぎになっていないというようなコメントで、検討をお願いしたいという言葉をいただいています。

それに関わりまして、宮崎委員から、4月、5月、現行業者に対して延長を行って、機能提供プラス、その期間で引継ぎの、現行業者に対する延長を検討したらいいのではないかと御提案をいただいています。あと機器、回線の中身が分からない。63分の17のところ、年度の数字はあるんですけども、その詳細情報が分からないというところを御指摘いただきました。もっと細かい記載を検討していただくというお願いをしようかと思えます。

それから大山委員からも、今の仕様で請ける企業のあたりはあるんですかという御質問をいただきましたが、見積り依頼も反応が悪く、その辺りはまだ不明であるというような国土交通省からの回答でありましたので、その辺りも検討していただきたいということで、先ほどの引継ぎに関しましては、先ほどの現行業者の延長等も一応検討していただいて、ほかに今の実施要項（案）に記載以外の、ほかのやり方がないかどうかというのを引き続き検討していただきたいと思えます。

それから、辻委員から63分の33で想定参考数量と書いてあるものが、平均値だけだということによく分かりにくいということで、各年度についての数字をどこかに書けないかということがありましたので、これも御検討いただきたいと考えています。

宮崎委員から、リース期間に対応した事業の期間を検討したほうがいいのではないかと御提案をいただきました。これに対しては今回はちょっと難しいということで、次の事業からは検討をしていきたいという国土交通省からの回答をいただいています。

これについては、3年ではなくて5年国債等もあるので、その辺りの情報提供を事務局から検討としてはどうかという御意見をいただきましたので、事務局も検討を進めてまい

りたいと思います。

まとめますと、やはり引継ぎについて、4月、5月に対する現行業者の延長というものも含めて対応する策がないかということを検討していただくということと、想定とか参考数量に対応するような各年度の数字を、平均ではなくて各年度の数字を書くことを検討していただくところを、まず今回宿題としてやっていただく必要があるかなと考えております。

○川澤主査 どうもありがとうございました。

近藤委員からも、省内の事情だけではなくて、市場化テストであるがゆえの市場性を踏まえた事業の設計の検討という御意見もございましたので、踏まえて全体的な検討をお願いできればと思います。

それでは本実施要項（案）につきましては、国土交通省様におかれましては事務局と引き続き御検討いただきまして、本日の審議を踏まえて実施要項（案）について必要な修正等を行い、各委員が確認をした後に、再審議が必要かの要否も含めて事務局と相談して手続を進めたいと思いますがいかがでしょうか。皆様、事務局もいかがでしょうか。

○事務局 事務局は、それで結構でございます。

（「異議なし」の声あり）

○川澤主査 分かりました。どうもありがとうございます。

なお、委員の皆様におかれましては、さらなる、質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

（国土交通省 退室）

（厚生労働省入室 入室）

○川澤主査 次に、労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業の実施要項(案)について、厚生労働省労働基準局監督課、村野課長から御説明をお願いしたいと思います。

○村野課長 厚生労働省労働基準局監督課長の村野でございます。本日はよろしく願いいたします。川澤主査をはじめ委員の皆様、よろしく願いいたします。

それでは、私から労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業に関する民間競争入札実施要項（案）の概要について御説明いたします。

初めに本事業の概要について御説明いたします。資料B-2です。実施要項（案）の、これは通しで47ページあるんですが、4ページ目のところ、2の（1）本事業の目的を御覧ください。

労働基準関係法令の履行を確保するためには、労働基準監督官による監督指導において法令違反を是正させる取組、これが大事ですが、それだけではなくて自主的な取組を促す観点から、事業主、あるいはその労務管理担当者及び労働者、あとは若い方、大学生や高校生等に対する労働基準関係法令の幅広い周知が重要であると考えています。

このため本事業においては、労働者向けに法令・制度、相談機関の紹介や労働条件に関する学習コンテンツの提供を行うとともに、新規起業事業場を含めた事業者向けに法令・制度の紹介のほか、ウェブ上で労務管理等のポイントについて診断を受けられるサービスや、時間外労働を行う際の三六協定、1年単位の変形労働時間制に関する協定届、あるいは就業規則の作成届出を支援するサービスの提供等を行うための労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」を設置・運営することによって、インターネットを活用した労働条件に関する情報発信を行っています。

本事業は平成26年の10月から事業を開始しておりまして、その後毎年コンテンツ・サービスを拡充し、周知広報を行いながらサイトを運営しているところでございます。

本事業においては平成31年度以降、現受注者による1者応札が続いておりまして、競争性に課題があるということで、このたび市場化テストの対象事業として選定されたところでございます。

当省といたしましては、事業の見直しを行うよい機会をいただいたと受け止めておりますので、今回の機会を捉えて競争性の確保について改善を図りたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、市場化テストの実施に際して行った事業内容等の見直しの内容について御説明いたします。

こちら実施要項（案）について、通し47ページの5ページ目の2の（3）実施要項のところを御覧いただければと思います。

本事業の役務内容は、大きく1つ目、サイトの設置運営、2つ目、コンテンツ・サービスの更新・拡充、3つ目として周知広報の3つで構成されていますが、競争性の確保に向けて事業者に対してアンケートを行って、その結果を踏まえて業務内容の見直しを行ったところでございます。

少し資料が飛んで恐縮ですが、B-6、後ろのほうについております、資料B-6を簡単に御覧いただければと思いますが、当省で今年の3月に今年度の事業を行うに当たって入札説明書を入手したものの応札しなかった企業へのアンケートを行いましたので、その結果を踏まえて、来ていただいたのに入札していただけなかったということですので、そこに課題があると考えておりますので、このアンケート結果を踏まえて今回内容を考えたというところでございます。

アンケートの結果、これは入札不参加の理由となりますが、13社のうち5社にお答えいただいたのですが、実施体制の確保が困難だったというところで、特にイのところ、現行受注者が有利と思われて、自社の受注は困難と判断したと。いろいろな要因があって、今、やっていた方のほうが多分そのまま継続しやすいのだろうと思われた点があったというところでございます。

もう一つ、②のところです。業務内容の一部に自社で履行不能な内容があったということで、後ほど御説明しますが検討委員会の設置運営ですとか、サイトの設置運営ですとか、サイトのコンテンツの拡充及び更新、あるいはポスター作成等の周知広報についてはなかなか難しい点があると御意見をいただいております。

具体的なコメントは下のウからオに書いていますが、ウのところに関しては、人材サービスの会社なんですけれども、労働基準関係法令等に精通し専門的な知識を有する者と、これはしかも、検討委員会の選任は6名をお願いしておりますので、そういったことで多数そろえるのはちょっと難しい点があったというのが1つです。

エとオは同じようなところなんです、クラウドベンダーの会社であったり、広告会社なんですけれども、この事業を行うに当たってなかなかカバーし切れない分野があったというところで、断念をされたということでございますので、こういった点を踏まえて、我々のほうで見直しを考えたというところでございます。

資料のほう、お戻りいただきまして、全体47ページのうちの37ページ目のところを御覧いただければと思いますが、本事業においては、これから働こうとする大学生、高校生等を対象に、アニメ動画や漫画によりストーリーを楽しみながら労働関係法令を学習することができ、また、それらを見た利用者が労働関係法令の内容をより深く学ぶことができるよう解説を掲載した学習コンテンツでありますとか、労働関係法令の内容をクイズや漫画形式で学習できるスマートフォンアプリ、これはR Jパトロールというのですが、を作成しており、毎年内容を拡充しているところでございます。

しかしながら、このアニメ動画とスマートフォンアプリについてはシリーズ物としてやっております、同じキャラクター画像であるとか、声優を起用して、中身は変えるのですが、これをやっている人は同じキャラクター画像や声優を使うということでやってきております、それで毎年毎年新しいストーリーを作っているというところなんですけれども、これが新規参入の障壁となっている可能性が高いと考えております。

したがって、37ページの(3)の黄色く塗っているところなんです、これまで作成したコンテンツで、もう数年分ありますので、それで一通りの論点について作成済みであると、一定の蓄積があるということでございますので、ここが障壁になっておりますので、一旦シリーズ物としているアニメ動画、あるいはスマートフォンアプリの拡充を停止することとして、それ以外の学習コンテンツを拡充するということにしたいと考えております。

また、後ほど詳細を御説明いたしますが、これまで学習コンテンツについては外部有識者による検討委員会で検討いただいた内容に基づいて拡充を行ってきたところでございますが、この検討委員会を廃止するというに伴って、厚生労働省側において拡充するコンテンツの内容を指定するというようにしたいと思っております。

次に、周知広報に関する見直しの内容ですが、こちら47ページあるうちの39ページ目を御覧いただければと思います。この、イというところのデザイン、キャッチコピー、黄色く塗ってあるところを御覧いただければと思います。本事業においては、毎年ポスター、リーフレット等を作成し関係機関に配布しておりますが、広報効果を高めるために、これまで既存の漫画アニメのキャラクターとのコラボを行ってまいりました。これ、既存の漫画、アニメとのコラボを必須としておりました。ただ、これが1つまた参入障壁というふうに受け止められているということがございますので、これを漫画やアニメだけではなくて、タレントを含めて対象を広げるというのが1つと、これも必須をやめて、起用することが望ましいということで受注者の提案のほうに重点を置くという形にして見直しを行いたいと思っております。

これによって民間事業者主体のより効果的な広報が期待できるというのと、従来この出版社との関係みたいところが大事になっていたんですけれども、そういうのがない事業者の方にも参入していただけるのではないかと、こういう効果があるのではないかと考えております。

3つ目、作業実施体制の見直しですが、43ページを御覧いただければと思います。先ほどちょっと申し上げた点でございますが、これまで受注者のほうにおいて、弁護士であ

りますとか大学教授等の外部有識者を6名程度選任いただいて、年6回程度検討委員会というのを開催して、その検討結果をコンテンツとかサービスの更新拡充等に反映してきたと、このコンテンツ等を更新するに当たっては、検討委員会を開いていただいて、有識者の方6名に集まっていたいただいてやっていたところでございます。これはやはり人を集めるのも大変ですし、その開催自体も負担だということでございますので、この検討委員会を廃止して、代わりに受注者において外部有識者を監修者として3名、今まで6名のところ3名以上選任いただいて、この監修者の方の監修の下、コンテンツ、サービスの更新、拡充を行うとすることで、多数の有識者との関係がないとできないということを解消してそういうことを持たない事業者の方にも参入していただけるようにしたということでございます。

なお、コンテンツの更新に当たっては我々厚生労働省の了解を得ることとしておりますので、正確な情報発信というのは、この部分は大事になりますので、この委託事業で、監修者の方に中身は丸投げということにはならないように、厚生労働省としてもよくグリップをしていきたいと考えております。

4つ目入札参加資格の見直しになりますが、今まで申し上げた見直しに加えて、入札参加資格や入札基準について見直しを行いたいと考えております。少し戻っていただいて7ページ目になるんですが、入札参加資格に関する事項の13のところを御覧いただければと思います。

先ほども御説明したとおり、本事業は3つ、サイトの設置運営ですとか、コンテンツ・サービスの更新・拡充、あるいは周知広報という3つで構成されておりますが、これまで1つの事業者での入札を前提としていたんですけれども、複数事業者による共同提案による入札参加資格を定めるということにして、単独では対象業務を行えない事業者の参入を促進したいと考えております。これは最初のアンケートにもございましたけれども、なかなか1者でカバーし切れない分野があるというところが1つネックになっていたということでございますので、そういうことのないように、いろいろな事業者の方に組んでいただいて、それで補い合っていただくことで参入していただける事業者を増やしたいと考えてございます。

最後に入札スケジュールについてでございますが、これと同じ47ページあるうちの8ページ目の5を御覧いただければと思いますが、昨年度においては入札公示の期間が18日間と短かったところでございますが、これも1つ、入札しようかなと検討する時間とい

う意味では不足したと思っていますので、今年度については40日間を確保して、これについても新規参入事業者が参入しやすくするという事で、その推進を図りたいと考えております。

以上の見直しによって、競争性の確保についての改善を図って、結果的に1者応札になっていたところがございますが、今後は、複数の事業者に入っていただけるような形で進めたいと考えております。

私の説明は以上になります。本日はどうぞよろしく申し上げます。

○川澤主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施要項（案）について御質問、御意見のある委員はお願いいたします。

辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。大変多くの工夫をなさっていただいた御様子でございます。誠にありがとうございました。

まず1点目なんですけれども、先ほどの御説明で、受託者に作っていただいたコンテンツの内容について、厚生労働省様が一応内容を見るという、そういう方法でクオリティを維持なさると伺った記憶がございますが、実施要項（案）のどこかにそういうコンテンツの内容について厚生労働省様が指示できるという明文があるのでございましょうか。

○村野課長 36ページのところです。このコンテンツ・サービスの更新・拡充というところがございますが、この（1）法令改正等に伴うコンテンツの更新のところ、上から3行目になりますけれども、「誤字脱字等の軽微な修正を除き、コンテンツの情報を更新する場合には、当省に対して更新案を提示し、了解を得て更新を行うこと」ということになっておりますので、こういった形で、このほうが多分事業者の方にも安心いただけると思うんですけれども、我々としてもしっかりグリップをしていきたいと考えているところでございます。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。

2点目でございますけれども、過去いろいろアンケートなどをなさっている御様子でございましたが、例えばどのような業種の方々が参入を検討なさっていらっしゃるのでしょうか。

○村野課長 御回答いただけないところもあるので、御回答いただいたところだけという前提になりますが、例えば人材派遣、人材サービスを行っていらっしゃる会社ですとか、

あとはシステムベンダーやインターネットサービス、似たようなところかもしれませんがクラウドベンダー、あるいは広告代理店、こういったところが入札の資料をもらいに来てはくれたんですが、最終的には入札いただけなかったということでございます。それぞれ一流の会社ということだと思っておりますが、なかなか全体をカバーし切れないなという思いがあったのだと思っております。そこは先ほど申し上げた複数でやるとか、そういうところで補い合っていて、立派な会社の方々ですので、そういった方に入札を積極的に検討いただきたいと考えているところでございます。

○辻副主査 ありがとうございます。（ア）のお声掛けをした対象として、例えばなんです、資格試験の予備校があると思っております。社労士や司法試験など、いろいろございます。そういう資格試験の予備校にお声掛けなどをなされたことはございますでしょうか。

○村野課長 ありますし、過去、平成31年以降は1者応札になっているんですが、それ以前には入札に参加いただいたこともあるんですが、そのときは残念ながら落札にはならなかったんですけれども、そういった資格試験の学校なんかも入っていただくこともございます。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。

○川澤主査 近藤委員、お願いいたします。

○近藤副主査 少し気になるところで外部有識者検討会を少し縮小して監修にすると。この位置づけなんですけれども、特に新しい改正があったりなどいろいろした、法律の改正や解釈が新しくなったというときは、厚生労働省の正式見解をここで伝えるという場だと思うんです。そうしたときに、業者が選んだ外部の人を持ってきて、それに書いてもらって、それを監修する、こういうのを監修するという姿勢よりも、やはり、こういう部分というのは、本来厚生労働省主体でこういう情報を発信して、こういう解釈でやるんだということを自ら書いて、それをきちんとコンテンツを書いて、それを読みやすいように編集したりしてもらったりとか、そういうほうが本来あるべき姿なのではないかという気がどうしてもするんです。国税庁なんかはタックスアンサーでそれをやっているわけですよ。そういうことで、国民に発信をして、解釈を間違わないようにということをやっているわけですから、業者主体の、受けてやるんですよではなくて、こういう部分はきちんと自らやるという方向性にならないのかなと見ていたんですが、いかがなんでしょうか。

○村野課長 おっしゃるとおりだと思いますので、先ほど少し御説明したんですけれども、まず、テーマについては我々のほうで、年ごとに重点的に取り上げたいテーマ、あるいは

おっしゃったような改正があったものについても重点的に取り上げたいところがありますので、テーマについては厚生労働省で積極的に取り上げて指定をする形にしたいと考えております。

中身は分かりやすく説明するとか、そういう観点もありますので、厚生労働省は当然制度改正のときには自分たちでやる広報や周知もありますので、そういったものも参考にしてもらって作ってもらって、その上で先ほど申し上げたような我々に、必ず更新案を提示してもらって、了解をするというプロセスを経ていきますので、そこでしっかり中身、先ほども申し上げましたけれども正確な情報発信というのは何より大事でございますので、テーマについても我々が主導的にやっていきたいと思っていますし、中身についても材料となるものは積極的にお渡ししたいと思います。その上で作っていただくものをしっかり見て、確認をするというプロセスを取りたいと考えております。

○近藤副主査 ありがとうございます。新しく改正とか新しい解釈、これはそれでいいと思うんですが、では従来のものもきちんとできていますよねというのも、本当はやはり有識者に見ていただいてチェックしていただくと、だから、本来改正が入っている部分もあるかもしれないですね。そういう部分もしっかりと見ていただいて、この内容を、これは厚生労働省の公式見解だと思いますので、そういった体制をしっかり組んでいただきたいなと思います。

○村野課長 承知しました。当然委託事業ではありますが、委託ですので、もとでいえば我々が主体になっているところでございますので、そこをおっしゃるような形で進めたいと考えております。

○川澤主査 ありがとうございます。大山委員、お願いいたします。

○大山専門委員 少し気になるところがあるのでお聞きしたいと思うんですが、資料のB-4、契約の状況なんですけど、令和4年、令和5年、令和6年で令和7年に書いてありますが、ここにある説明会参加者数を見ると、令和4年は仕様書を取りに来たのは5社であるけれども、説明会参加者はゼロと解釈していいのでしょうか。

○村野課長 すみません、では担当の古川からご説明します。

○古川係長 古川でございます。

令和4年、令和5年に関しましては、入札説明会をコロナの関係でしていなかったところがございまして、令和6年度のものから入札説明会を再開したということでございます。

○大山専門委員 そうすると、ウェブでもやらなかったということなんですか。

○古川係長 はい。

○大山専門委員 令和6年は、オンサイトで、対面でやったんでしょうか。

○古川係長 対面で実施しております、1者の参加があったということでございます。

○大山専門委員 この1者というのは、応札しているというか、応札が1者になっていますが、同じ者でしょうか。

○古川係長 御認識のとおりです。

○大山専門委員 ということは、周りから見ると競争性というか、自分たちにチャンスはないと見てしまっているということですよ。

○村野課長 そういうことで資料は取りに来ていただいたんですが、最終的に説明会も1者で、最終的に入札に参加いただいたのも1者になってしまったところでございますので、来ていただいたのに入札いただけなかったところというのは、やはり課題だと思いましたので、今回そういったところにアンケートをして、改善点を見いだしたところでございます。

○大山専門委員 改善はそれなりに考えてよくやられてきているとは思っているんですけども、評価していますが、令和7年度の今回については、当然、説明会をやっていくと思うんですが、ちなみに興味を持っていただけそうな会社のあたりは何社かあるのでしょうか。

○村野課長 明確にどこかに声掛けなどを行っているわけではありませんが、昨年来ていただいたところなどは今年も関心は持っていただけるのではないかなとは考えております。

○大山専門委員 それは御自身の判断ですよ、相手の判断ではなくて。

○村野課長 はい。

○大山専門委員 それですと、競争性を上げるということについて十分か十分ではないかというのが、やはり客観性がないので、客観的に競争性を上げるための取組は幾つかやっているのだけれども、十分かどうかという観点から見ると、少し不安がまだ残るんです。その意味では、ぜひアンケートについてもお取りになられているのがありますが、できるだけ多くのところに声掛けはなさってみることも必要ではないかなという気がいたしますので、その辺は御検討いただきたいと思いました。

○村野課長 承知いたしました。それは我々も今回、是が非でもといいますか1者応札を避けたいと思っていますので、入札に向けてそういった努力もしたいなと考えております。どうもありがとうございます。

○大山専門委員 複数の異なるところが組んでやるというのをやったのは、非常にいいと思うんですね、今回のこの結果から見ると。本来であれば分割なのだけれども、金額から見て分割していくと手間ばかり増えてというのものもあるし、相互の連携をさせるのに費用がかかるから、そちらも考えるとトータルでどうかというのは、確かに分からなくなるところもあるんだよね。

○村野課長 管理費も少し増えてしまうところもあるのではないかと考えております。

○大山専門委員 そう、そこなんだよね。だから、今回はこのやり方でやってもいいのは、私たちは賛成したいと思っているんですけども、ただ、何せ説明会に来てくれないということは、ほとんど、もう駄目だということなので、そのところだけはぜひ、如実にバロメーターとして出てきますから、心して御対応いただければと思います。よろしく願います。

○村野課長 分かりました。今回、こういう見直しを行うことも含めてよく事業者には当たっていきたいと考えております。

○大山専門委員 ありがとうございます。よろしく願います。

○村野課長 ありがとうございます。

○川澤主査 宮崎委員、お願いいたします。

○宮崎専門委員 資料の47分の45の、このB-1の総合評価基準表なんですけど、ある程度、新規の方にも参加いただくことを前提として総合評価をするとすると、もう少し創意工夫とか、より効果的な手法を独自提案するところに加点いただくほうが、フリーハンドで参加しやすい、手が挙げやすいのではないかと考えております。

その観点から現状の評価項目を見ますと、現時点のコンテンツを全て見て分析した上で課題と対応方法とか、実施担当、役割分担を提示することですとか、あるいはアクセスレポートを全て見た上で、デザイン案を4枚以上示すというような内容になっていまして、既存事業者が有利というか、実施する体制とか考え方など、どういうふうに進めますかというところにとどめて創意工夫があれば採用するということであれば、新規事業者も手が挙げやすいんですが、現状の業務を前提として現状を全部理解した上で何か提案というか、体制であったり、あるいは場合によっては受注したかがまだ決まってない中でデザイン案を既に4つ示してくださいというようなことにすると、やはり参入障壁になりかねないというか、既存業者が有利になる側面がありますので、その観点から趣旨としてはこの啓蒙普及とか、より効果的な周知ということだと思いますので、項目に関してもう少し

バランスを考えていただいて、新規の方が少し手を挙げやすいようなところに加点を考慮いただければなと思っておりますので、少し御検討いただければと思います。

○村野課長 お答えになっているかわかりませんが、例えばその5番のところなど、「受注者が、効果的に周知広報ができることが示されていること」、確かにデザインは4案以上となっていますが、これは全く異なるデザインを示さなければいけないということもございませんので、いろいろ色を変えたりなど、そういったことも1つの案として認めようと思っていますので、そういった中で創意工夫できるような形でお願いできればなと思っています。そういったことをよくその事業者の方にもご説明したいと考えております。ありがとうございます。

○宮崎専門委員 よろしく、検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

○村野課長 よく説明したいと思っています。ありがとうございます。

○川澤主査 浅羽委員、お願いいたします。

○浅羽専門委員 すみません、今の基準評価表で、私も追加で申し上げたいと思う点が1点あるんですけども、6番の項目についてなんですけど、全部で30点、非常に大きいというふうに配点がなされているものなんですけれども、この内容があまりにも抽象的で、ほかの項目は、まだ既存業者にかなり有利かなと思いつつも、それでも具体的になっているので分かるんですけど、この6番かなり配点が多いにもかかわらず、非常に抽象的な内容で、何をしたらというか、御省が何を考えてどういうものを求めているのかといったようなことが、ちょっとこれでは分からないかなという気がします。

ですので、もう少し、どういうことをすれば点が出るのか、あるいは中間点が出るのかなど、そういったようなことをもう少し丁寧に書いていただきたいというのが私の意見です。ほかの点につきましても、配点でこういうことをやったら何点ぐらいつくといったようなことを、もうちょっと細分化したほうがいいのではないかなという、これは意見として持っているところです。

資料47分の45の先ほどの総合評価基準表につきまして、特に項目で言うと6番のところがよりはっきりとしていると思うんですけども、御省が何を事業者に求めて、どういうふうな状態だったらよりよく、あるいは劣後するといったような、具体的に何点ぐらい取れるのか、どういうことを書けば何点ぐらい取れるのか、あるいはどれぐらいの数をとか、どれぐらいの質をなどというようなことがこの6番が特に非常に事業者にとって分かりづらいのではないかなと、特に30点という非常に高い点数を置き、配点が重要性が

重いと認識されているものに関して、もう少し具体的に何をすれば得点につながるのかということ、ほかのところは幾つか項目が分かれていて、これを書いて、あれを書いて、先ほどの論点でいうと4点の意味等も含まれますけれども、4点以上など、そういうようなことで具体性があるんですが、果たしてこれ6番、何を取ったら満点をもらえるのか、あるいは何を取ったら全然駄目なのかなということがちょっと分かりづらいなと思いましたが、そこを何か改善いただけないかなというのが私の意見でございます。

○村野課長 はい。承知しました。

確かにここ6番のところは少し抽象的かなという気もしますので、先ほど宮崎委員からいただいている御指摘もでございますので、併せて我々のほうで修正を考えたいなと思っております。

○川澤主査 ほかにございますでしょうか。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。実施要項の47分の39でございまして、こちらデザインキャッチコピーの部分で「既存のマンガ・アニメ等のキャラクターを起用することが望ましい」とございます。

1点少し心配なのが、この部分の望ましいという部分が総合評価の基準において加点要素になるのではないのかなと今、感じているんですけども、なぜこんなことを申し上げるかと思しますと、新規参入業者は恐らく著作権処理済みのキャラクターを多分持っていないと思します。

既存の業者は恐らく漫画アニメ、オリジナルのものを使っていらっしゃると思うんですが、厚生労働省様としてはこの既存の、まず1点目の御質問はこの漫画アニメのキャラクターを起用することについて、また、そもそも加点要素となさっているのでしょうか。

○村野課長 その点について米村からお答えいたします。

○米村課長補佐 厚生労働省、米村でございます。こちらは加点要素として考慮する形にさせていただきます。

○辻副主査 分かりました。

そうすると、では2個目の質問でございますけれども、既存の業者が持っている、使っているキャラクターというのは、ここで言う既存の漫画アニメに含まれるのでございませうか。

○米村課長補佐 現在使っているものが入るかとおっしゃられるのであれば、もう今既に使っている時点で、もう既存のものになってございますので、含まれることになります。

○辻副主査 なるほど分かりました。

ちなみにそうすると、加点要素としては、どの項目で評価されるのでございましょうか。

○米村課長補佐 評価項目の項番5のポスターデザイン4案以上を示していただくわけでございますけれども、その中で具体的にどういったキャラクター、あるいはタレントなりを起用しているのかと、起用しようとしているのかというその提案でございますね、具体的に著作権の承認を得たものを出していただくということではなくて、方向性としてこういうものを我が社は過去にもやっているのだからこういう方向での提案ができますといったような部分のデザイン案を示していただくことで、それを評価するということで考えてございます。

○辻副主査 分かりました。そうすると配点が30点もあって、僕が新規業者だったりすると、既存の売られている漫画やアニメのキャラクターについて、政府のかつ、この労働関係の政策に起用するために、多分著作者からすると世界観に影響するなどって恐らくいろいろ問題が生じる可能性があると思います。

そうすると、やはり従前の業者が既に既存の漫画を持っているという前提から考えると、新規参入業者はなかなか手を挙げにくいのかなと思ってしまいますので、この辺り、新規参入業者も、既存の方と十分互角に戦えるという方向で何か工夫をしていただければと思いました。これはちょっとお願いでございます。

○村野課長 承知いたしました。そういう点についても検討したいと思います。

○辻副主査 お願いいたします。

○村野課長 ありがとうございます。

○川澤主査 ほかにございますでしょうか。

すみません、私から1点だけ、47分の8で、上からエの部分で、共同提案を構成する者については、1、2で3の要件を外されてABC等級にされているのだと思います。そこも工夫なさってくださいているんですが、47分の7ページの(9)、本事業と同規模以上の類似の事業の実績をしていることは、ここの要件についても同規模以上ということではなくて、類似の事業を有しているといった形でその規模要件を共同提案の構成者については緩和してもいいのではないかなと考えたんですが、その点はいかがでしょう。

○村野課長 その点については古川からお答えします。

○古川係長 厚生労働省、古川でございます。

本事業におきましては、個人情報を取り扱う事業ということで、厚生労働省の中の会計

のルールとして、こういった記載をするようにということで定められているところがございます。

なので、検討に当たっては省内の会計部署との調整が必要になりますので、そこでの調整の結果、見直すかどうかということで考えたいと思います。

○川澤主査 分かりました。ありがとうございます。AからBに等級を拡大されているのであれば規模要件を緩和してもということで思いましたので、そこは会計課と相談して御検討いただければと思いました。

○村野課長 承知しました。ありがとうございます。

○川澤主査 御意見ございませんでしょうか。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局からの確認すべき事項についてですが、まず辻委員からは、今回のコンテンツ等の内容に関しまして、厚生労働省がどれぐらい関与しているのかというお話がございました。それについては厚生労働省からB-2の47分の36に記載がありますので、それに基づいて厚生労働省としてしっかり関わっていきたい、という回答がございました。

また、近藤委員からも同じような話でございますけれども、今回、外部有識者を監修者として採用すると、その監修者の見解で各省のコンテンツ等を作成するということだが、厚生労働省が書くべきところは書かないと、厚生労働省の見解になるので、実際、どのくらい厚生労働省が関わるのか、というところがございましたが、それについても先ほどと同様に厚生労働省からは主体的に関わっていく、というお話をいただいたところです。

また、大山委員に関しましても、幾つかの御質問をいただいておりますけれども、今回の改正内容でどのくらい取組が十分であるのか、客観性を持たせるべきではないか、外部業者等への声掛けは必要ではないかというお話がございまして、それについて厚生労働省としても声掛けは必要という認識は持っている、と回答いただいたかと思っております。

そうしまして、宮崎委員、浅羽委員、辻委員、の3方からは、評価基準についてももう少し創意工夫が必要ではないか、何の評価項目が加点となるのか、もう少し具体的に厚生労働省の意図が分かるような項目を設定すべきではないか、というお話をいただきましたので、この点については、厚生労働省も修正するという回答をいただいたかと思っております。

また最後に主査から、御質問があったABC等級の記載に関してでございますが、ここについては厚生労働省としての記載は会計部署と確認する、と回答いただいたかと思いま

す。

まとめますと、実施要項（案）の修正箇所につきましては、評価基準表の5、6に関して改めて厚生労働省で内容を修正して、厚生労働省の関与の度合いについては47分の36ページに記載があるので、その点については特に修正意見はなかったかと思えます。ABC等級については、記載の修正ができるかどうか、会計部署とよく精査して回答する、ということかと思えます。

○川澤主査 どうもありがとうございます。

すみません、私の意見なんですけれども、ABC等級のところは見直していただいて結構なんですけど、同規模以上の類似実績の、同規模以上は協働というような場合は緩和してもいいのではないかとこのところだけですので、すみません、一応念のため、訂正いたします。

○事務局 申し訳ございません。

○川澤主査 それでは本実施要項（案）につきましては、厚生労働省におかれまして、引き続き御検討いただき、本日の審議を踏まえ実施要項（案）について必要な修正を行い事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるよう、お願いいたします。

なお委員の皆様におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

（厚生労働省 退室）

（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 入室）

○川澤主査 それでは、第727回入札等監理小委員会を再開します。

初めに国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの小型実験動物研究施設実験動物飼育管理業務の実施要項（案）について、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター財務経理課、小田嶋課長から御説明をお願いしたいと思います。

○小田嶋課長 小型実験動物研究施設実験動物飼育管理業務について、説明をさせていただきます。国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター小田嶋と申します。

まず、初めに、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター神経研究所は、センターの研究機関として、センター病院、精神保健研究所等と協働し、精神疾患・神経疾患・筋疾患・発達障害などの病態や病因の解明及びそれらの予防法と治療法の開発に取り組んでおります。

これらの研究を行うに当たり、本事業は研究所の研究活動に必須となる、飼育される実験動物が健康かつ動物実験への、施設管理業務、給餌、給水、排せつ物の処理等の小型実験動物飼育及び小型実験動物の健康管理業務、飼育器材等の洗浄・滅菌・管理業務、実験機器の消毒・搬入業務などを委託するものであります。

飛びまして資料の5ページになります。主な事業内容としましては、まず、実験動物の飼育管理業務があります。

続いて資料の6ページ、具体的には飼育管理としまして、給餌及び給水、それからケージ及び床敷きの交換作業、これを週5回行っております。

次に、飼育関連業務としましては、飼育室内環境データ、これは温度や湿度の確認、記録、それと記録の保管、飼育動物の異常発見時における関係者への連絡、飼育関連器材の洗浄、滅菌、消毒などを行っております。

次の業務としましては、実験動物の搬入としまして、飼育機材の準備や搬入計画の立案、搬入時における実験動物の週齢、性別、匹数、状態等の確認などを行うようにしております。

資料の7ページになります。飼育関連機器及び設備の保守・点検業務では、動物飼育に関連する全ての飼育関連機器及び設備等に対する標準作業手順書及び取扱い説明書などに基きまして、適切な保守・点検作業、それから消耗品等の交換メンテナンス作業を行うこととしております。

続きまして、資料飛びますが、資料の8ページになります。確保されるべき本業務の質に関する事項としましては、資料の9ページ、医学研究や科学研究を目的とした実験動物でありまして、高度な研究を遂行するためには、良質な実験動物の飼育管理を遂行する必要があるとの考えから、まず、入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質では、まずは資料の9ページ、全般としましては、受託者の重過失による小型動物の死亡事故がないこと。それから、全ての小型動物の健康観察及び給餌・給水を行うこと。特に新生仔、離乳仔などは注意深く観察を行い飼育管理を行うこと。感染動物の取扱いはマニュアルに沿った対応をすること。それから使用した飼育器材を適正に洗浄することなどを挙げております。

続きまして、業務従事者の確保についてですけれども、資料の10ページ目になります。業務従事者の資質と目安となる人員を示しております。まず、統括責任者、それから責任者補佐、技術員A、こちらの職種については、1名以上の配置をすることとしております。

統括責任者の資格としましては、飼育管理業務経験が5年以上かつ管理責任者として業務期間中に業務管理上の問題で動物飼育業務が実施できなかったことがないこと。それから、日本実験動物協会実験動物技術者2級以上の資格を有し、委託業務の遂行、作業者に対する指導指示を適切に行うことができるマネジメント能力を有していることとしております。

続きまして、責任者の補佐をする責任者補佐ですけれども、こちらも飼育管理業務経験が5年以上で日本動物実験協会実験動物技術者2級以上の資格を有して、責任者が不在のときには補佐及び臨時に代行することができる者としております。

次に技術員Aですけれども、飼育管理業務が2から5年の経験のある者、それから日本実験動物協会実験動物技術者2級以上、もしくは同等の知識能力を有する者としております。

それから最後に技術員Bですけれども、こちらについては実験動物飼育管理、基礎的知識・技術の経験が半年以上の者ということとしております。

資料が次、飛びます。資料の17ページになります。実施期間に関する事項としまして、委託契約の実施期間は2025年の4月1日から2028年の3月31日までの3年間としております。

続きまして、19ページになります。入札に参加する者の募集に関する事項としまして、入札スケジュールですが、予定としては入札公告を今年の12月1日、それから入札説明会及び現場説明会を今年の12月下旬、開札を2025年の1月下旬、落札者の決定が2025年2月、契約の締結を2025年の4月1日を予定しております。

資料の21ページになります。落札者を決定するための評価の基準、その他の落札者の決定に関する事項としましては、総合評価落札方式により決定することとしております。

資料の22ページになります。落札者を決定するための評価の基準ですけれども、まず、技術点、こちらの点数配分が135点、それから入札価格の点数が100点、こちらを合わせた点数をもって落札者業者を決定することとしております。

私からの説明は、以上となります。

○川澤主査 どうもありがとうございました。それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施要項案について、御質問、御意見がある委員はお願いします。

辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

資料3-2でございます。3-2の56分の6です。これのアの概要部分を拝見しますと、目的の中身として、それぞれの動物種、さらに次、より細かく「系統特性を考慮した取扱い」とか、さらに次を拝見していきますと「封じ込め区域については実験的組換え体の拡散防止が確実かつ継続的に行われること」ということが書いてございまして、この辺り拝見すると、ただの動物飼育と比較すると、若干難易度が上がっているような外観がある気がいたします。

新規に手を挙げる方々がこれを見たときに、ここで要求されている内容についてどのぐらいの手間がかかるのか、どれぐらい困難なのかが若干分かりにくいかもしれません。

例えばですけれども、この「実験的組換え体の拡散防止が確実かつ継続的に行われること」という目的を達成するために、恐らく何かその手段として、守るべきポイントなどがあるような気がいたします。これ御提案なんですけど、お伺いでもあるんですが、この目的を達成するための手段として、どんな点がポイントになっているのかという部分は、どこかで公開などされているのでしょうか。

○山本室長 私、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター山本と申します。ただいまの質問について、回答いたします。

系統による違いとか、それから遺伝子組換え動物の拡散防止の点ですけれども、これは通常、実施要項に沿った、それから飼育マニュアルに沿った作業をしていただければ、動物は逃げない。それから系統の動物にストレスを与えることはないとしております。

それは施設上、組換え動物を使うことが多いということで、逃走防止の装置がついている形ですので、何らかのミスをしないう限りは逃亡は必要ないということになります。

それから系統による違いということですが、こちらは行動が少し違うということではありますが、それほど大きな違いはないと考えております。よって、特別に何らかの説明をするということは現在考えておりませんが、もし入札を考えている業者から希望がありましたら、その辺りは詳細に説明したいと考えております。

○辻副主査 ありがとうございます。今おっしゃった飼育マニュアルというのは、既に公開などはされているのでしょうか。

○山本室長 説明会の際に公開する予定としております。

○辻副主査 なるほど、分かりました。でしたら、これも御提案でございますけれども、今お話しになった内容、より詳細な内容はこういうところで説明するというアナウンスを一文どこかに入れていただければと思います。

○川澤主査 ありがとうございます。宮崎委員、お願いいたします。

○宮崎専門委員 御説明ありがとうございます。

前回までの入札結果で参加者アンケートを取られている状況を見ますと人材不足のため、なかなか難しいという回答が継続しているかと思えます。

他方でこの業務56分の47などを見ますと結局仕様書の中で、当然研究所ですので、かなり詳細な規定ですとか手順書があるということが書かれているかと思えます。お話を伺っていると、私も国立の研究所の監査などを見ている経験がありますので、大体概要は分かっているつもりではございますけれども、そこまで難しい業務ではないのではないかなと個人的には思っております。遺伝子組換えなどが自然界に出ないようになどという、逃げないような防止対策というのは当然重要だと理解しておりますが、研究所の側でしっかりとした手順やマニュアルや規定があると理解しております。

そうであるとすれば、56分の10の業務従事者の要件のところですが、ここがやはり、その飼育管理実務経験は必要なかなと思っているんですが、この日本実験動物協会実験動物技術者2級以上など、これをつけてしまうと、ほぼ専属で研究所の実験動物管理をやった経験、知識がある人に参加者を限定してしまっているように思えますので、例えばペットショップでペットの管理を行ったことがある者ですとか、動物園で飼育管理を行ったことがある者のような事業者に手を挙げていただくことが基本的に問題ないという御理解であるとするならば、この資格を持っていることではなくて、業務従事前に関研究所の規定や手順書に関するマニュアルの研修会を開催して、業務従事前研修をしっかりと履修することという要件を課してこの資格要件を外されると、競争性が高くなるのではないかと思いますので、本当にどこまでこの資格要件を求めるかというところは、ある意味参入障壁になっている可能性がございますので、ぜひ見直し検討いただければと思っております。

○川澤主査 何か御意見ございますでしょうか。

近藤委員、お願いいたします。

○近藤副主査 センターの研究所は非常に大きくて、規模が大きいということは、やはりなかなか難しいのだらうなと思うんですが、多分東大やあるいはがんセンターであるとか、国立国際医療研究センターだとか、それぐらいの規模感でこちらの施設はあると思うんですけれども、そちらの東大とか、がんセンターとか、そこら辺はこの業務を競争入札にしているんですか。

これが本当に一般競争入札でやることの、規模が小さければそれなりにあるのかもしれ

ないんですが、結構規模が大きいと思うんです。結構、特殊な研究もされていますし、出されている部分は一般のところでもできるようなところなのだと思うんですが、全体的なところを見るとやはり特殊な研究所ですね。

その中で、東大やがんセンターなど、本当にこういうところも一般競争に出しているのかなというのがよく分からないんですけども、そこら辺、もし情報があったら教えていただければと思うんですが。

○小田嶋課長 小田嶋が回答いたしますが、がんセンターにしろ、国立国際医療研究センターにしろ、やはり別法人になりまして、そこら辺の個別の入札の状況等は現時点で把握はしておりません。

○川澤主査 近藤委員、よろしいでしょうか。

○近藤副主査 もし、本当に競争入札にされているのであれば、少し参考になるのではないかという気がするんですが、その辺の情報を入れていただいて、何か参考になるべき部分というのを入手していただけたらと思います。

○川澤主査 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

ありがとうございました。それでは、事務局から何か確認すべきことがあれば、お願いいたします。

○事務局 事務局でございます。御議論ありがとうございました。

実施要項の修正を検討するかどうかということにつきましては、辻委員から御指摘いただきました業務の特殊性等々について、マニュアルを事前に見せているとか、そういったところをアナウンスすべきではないかといったようなところが1つあるかと思っておりますので、そちらをまず一つ検討するところでございます。

宮崎委員から御指摘をいただきました業務従事者の資格要件の緩和につきまして、研修を事前に受講することで代替するのはどうかといったようなところですので、こちらについては、センター様で御検討をいただきたいと思っております。

○川澤主査 ありがとうございます。

近藤委員から御指摘がございましたほかの法人の状況につきまして、また競争入札であれば落札結果も公表されている可能性があると思っておりますので、何らかの情報が入手できるようであれば、ぜひ積極的に、別法人ではありますが同じ政府の機関でございますので、その情報を秘匿する必要が高くなければきちんと情報共有できると思っておりますので、ぜひ積極的に情報収集に取り組んでいただければと思います。

それでは、本実施要項（案）につきましては、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターにおかれまして引き続き御検討いただき、本日の審議を踏まえ、実施要項（案）について必要な修正を行い、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。

なお委員の皆様におかれましては、さらなる質問や確認した事項がございましたら事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 退室）

— 了 —